

## 「大阪“みなど”カーボンニュートラルポート（CNP）検討会」開催要綱

### （目的）

第1条 大阪港湾局長は、大阪港、堺泉北港及び阪南港（以下「大阪“みなど”」という。）において、水素、アンモニア等の次世代エネルギー利活用の需要と供給体制を一体的に創出するとともに、港湾機能の高度化や臨海部における環境に配慮した産業の集積を図る「カーボンニュートラルポート（CNP）」の形成に向け、関係業界（団体・企業）及び有識者等の意見を聴きながら、大阪“みなど”及び全国的な取組状況の情報共有やCNP形成に向けた具体的な取組の検討を深化させることを目的として、「大阪“みなど”カーボンニュートラルポート（CNP）検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

### （構成）

第2条 検討会は、別表に掲げる構成員等をもって構成する。

- 2 構成員等の追加等は、大阪港湾局長が決定する。
- 3 検討会は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

### （部会）

第3条 検討会は、必要に応じて、大阪港、堺泉北港、阪南港ごとに部会を開催することができる。

- 2 前項の部会（以下「部会」という。）は、大阪港湾局長が指名する構成員等を招集し開催する。
- 3 部会は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

### （分科会）

第4条 部会は、必要に応じて、取組ごとに分科会を開催することができる。

- 2 前項の分科会（以下「分科会」という。）は、大阪港湾局長が指名する構成員等を招集し開催する。
- 3 分科会は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

### （秘密保持）

第5条 検討会の構成員等並びに第2条第3項、第3条第3項及び前条第3項に規定する関係者は、検討会（部会及び分科会を含む。以下同じ。）で知り得た秘密を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

### （検討会の取扱い）

第6条 検討会の取扱いは、以下によるものとする。

- （1）検討会は、構成員等の自由な意見交換を担保する観点等から、原則として非公開とする。
- （2）議事次第は、検討会終了後に公開する。
- （3）議事次第以外の配付資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が調整の上、事務局が行う。
- （4）検討会の議事は、検討会終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

(ウェブ会議の方法による検討会の開催等)

第7条 事務局が必要と認めるときは、検討会をウェブ会議の方法（インターネットを通じて、構成員等の中で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により開催するものとする。

2 前項に定めるもののほか、構成員等は事務局の承認を得て、ウェブ会議の方法で検討会に参加することができる。この場合において、当該構成員等は、ウェブ会議の方法による検討会への参加をもって検討会に出席したものとみなす。

(事務局等)

第8条 検討会の事務局は、近畿地方整備局港湾空港部の協力を得て、大阪港湾局計画整備部事業戦略課及び計画課（計画調整担当）において行う。

2 検討会の議事の進行は、大阪港湾局長又は大阪港湾局長が指定した職員が行う。ただし、部会又は分科会を開催する場合の議事の進行は、あらかじめ大阪港湾局長が指定した職員が行うことができる。

附 則

この要綱は、令和4年1月28日から施行する。

この要綱は、令和4年5月12日から施行する。

この要綱は、令和4年8月29日から施行する。

この要綱は、令和4年9月13日から施行する。